

MACT研究会 会員規約

第1条(目的)

本規約は、MACT研究会(以下、「本研究会」といいます)が運営する会員制度の利用条件および会員と本研究会との間の権利義務関係を定めるものです。

第2条(会員種別と入会資格)

- 本研究会の会員制度は「正会員」とし、医療従事者および企業に所属する者を対象とします。
- 前項の定めにかかわらず、医師法等に基づく初期臨床研修医(卒後2年目まで)および学生は、本会員制度の対象外とします。
- 本研究会は、入会後であっても、申込内容に虚偽がある場合や入会資格を満たさない事実が判明した場合には、会員資格を取り消すことができるものとします。

第3条(入会手続きと承認)

入会希望者は、本研究会が指定する登録フォームより申し込みを行い、次条に定める会費の初回決済が完了した時点をもって、正会員としての資格を取得するものとします。

第4条(会費および支払い方法)

- 正会員の入会金は無料とします。
- 年会費は1,000円(税込)とし、本研究会が指定する決済システム(Squareサブスクリプション)によるクレジットカード決済にて支払うものとします。
- 会員資格は入会日から1年間有効とし、期間満了までに第6条に定める退会手続きが完了しない限り、翌年の同日に自動的に更新され、次年度の年会費が発生するものとします。

第5条(会員特典)

- 正会員は、本研究会が正会員向け無料対象として指定する研究会(ウェビナー等)に無料で参加することができます。
- ワークショップ、実技講習、その他特別イベント等については、前項の規定にかかわらず、別途参加費が発生する場合があります。

第6条(退会および決済不能時の取扱い)

1. 会員が次回以降の自動更新の停止(退会)を希望する場合、次回更新日の14日前までに、事務局(contact@mact-research-network.com)へのメール連絡、または本研究会所定の方法により申し出を行うものとします。
2. 更新日において、クレジットカードの有効期限切れや残高不足等により年会費の決済が完了しなかった場合、本研究会は支払いが確認されるまでの間、当該会員の会員特典の利用を停止(一時停止)することができます。
3. 決済システム所定の再請求または支払猶予期間を経過しても支払いが確認できず、サブスクリプションが解約または終了した場合、当該会員は当該時点で会員資格を喪失するものとします。

第7条(知識・ノウハウの活用および禁止事項)

1. 本研究会は、会員が本研究会を通じて得た知識、考え方、実務上の工夫およびノウハウを、会員自身の所属機関、部署またはチーム内で共有し、実務改善および医療の発展に役立てることを推奨します。
2. 前項の共有は、会員本人が理解した内容を自らの言葉で要約、説明または再構成して行うものに限られます。以下の行為は、本研究会または権利者の許可なく行ってはならないものとします。
 - (1) 本研究会が提供する動画、録音データ、配布資料、スライド資料、画面キャプチャ等を、データそのものの形で複製、転載、再配布、または外部公開する行為。
 - (2) 参加用URLまたは会員アカウントを第三者と共有、または第三者に利用させる行為。
 - (3) 未登録者との同時視聴、集団視聴その他、実質的に第三者に会員特典を利用させる行為。
3. 会員は、本研究会内で知り得た患者、医療従事者、所属機関、企業その他第三者に関する情報について、個人または団体が特定され得る形で外部に開示してはなりません。

第8条(返金)

1. 会員が期間途中で退会した場合であっても、既に支払われた年会費は返金いたしません。
2. 重複決済、誤決済、または本研究会の責めに帰すべき事由により会員特典の提供が困難となった場合に限り、本研究会は合理的な範囲で返金を行うことがあります。
3. 会員が本規約に違反し、除名処分となった場合、年会費の返金は行いません。

第9条(規約の変更)

1. 本研究会は、変更内容が会員の一般の利益に適合する場合、または変更が合理的であると判断した場合、本規約を変更できるものとします。
2. 本研究会は、規約を変更する場合、変更後の内容および効力発生日を、ウェブサイトへの掲載または登録メールアドレスへの通知により、事前に周知するものとします。

第10条(通知および連絡)

本研究会から会員への通知は、登録されたメールアドレスへの送信をもって行います。会員は、自身の登録情報を常に最新の状態に維持するものとし、通知が到達しなかったことによる不利益について本研究会は責任を負いません。

第11条(運営主体)

本研究会の運営および事務局は以下の通りです。

- ・名称: MACT研究会 事務局
- ・代表者: 富田 晴樹
- ・所在地: 埼玉県さいたま市西区島根299-1 さいたま市民医療センター 医療機器管理室内
- ・連絡先: contact@mact-research-network.com

第12条(準拠法および管轄)

1. 本規約の解釈および適用は日本法に準拠します。
2. 本規約に関して紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、**2026年4月1日**より施行します。